

JIS

ポータブル機器用 密閉型ニッケル・水素蓄電池(単電池及び組電池)

JIS C 8708 : 2019

(BAJ/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会（国立研 究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）
	岩 渕 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員（ソニー株式会社）
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員（富士ゼロックス株式会社）
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 9.6.20 改正：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人電池工業会

（〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-0261）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会（部会長 大崎 博之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 測定精度	3
4A 測定器具	4
5 単電池及び組電池の分類及び表示	4
5.1 単電池及び組電池の分類	4
5.2 単電池及び組電池の接続用端子	7
5.3 表示	7
5.4 表示の例外	8
6 寸法	8
6.1 小型角形単電池及び円筒形単電池	8
6.2 ボタン形単電池	12
6.3 9 V 型ニッケル・水素組電池	13
7 電氣的試験及び要求特性	13
7.1 一般事項	13
7.2 試験のための充電	13
7.3 放電特性	14
7.4 容量保存特性	16
7.5 耐久特性	17
7.6 定電圧での充電受入特性	22
7.7 過充電特性	22
7.8 ガス排出機構作動特性	24
7.9 過昇温度防止機構作動特性 (S 単電池だけ)	24
7.10 長期放置特性	24
7.11 LT, MT 又は HT 円筒形単電池の 55 °C における充電受入特性	27
7.12 JT 円筒形単電池のトリクル充電受入特性	27
7.13 内部抵抗	28
8 機械的試験	29
9 安全性試験及び要求特性	29
10 形式検査及び受渡検査	29
10.1 一般事項	29
10.2 形式検査	29
10.3 受渡検査	35

	ページ
10A 取扱上の注意事項	36
10B 単電池又は組電池の再生資源化への依頼	36
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	37
解 説	42

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電池工業会（BAJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8708:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

ポータブル機器用密閉型ニッケル・水素蓄電池 (単電池及び組電池)

Secondary sealed nickel-metal hydride cells and batteries for portable applications

序文

この規格は、2017年に第4版として発行された **IEC 61951-2** を基とし、我が国の実情を反映させるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、小型角形、円筒形及びボタン形のポータブル機器用密閉型ニッケル・水素蓄電池の表示、分類、寸法、試験方法及び要求事項について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61951-2:2017, Secondary cells and batteries containing alkaline or other non-acid electrolytes—
Secondary sealed cells and batteries for portable applications—Part 2: Nickel-metal hydride
(MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7414 ガラス製温度計

JIS B 7507 ノギス

JIS C 1102-2 直動式指示電気計器 第2部：電流計及び電圧計に対する要求事項

JIS C 8500 一次電池通則

注記 対応国際規格：**IEC 60086-1**, Primary batteries—Part 1: General

JIS C 8515 一次電池個別製品仕様

注記 対応国際規格：**IEC 60086-2**, Primary batteries—Part 2: Physical and electrical specifications

JIS C 8712 ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

注記 対応国際規格：**IEC 62133**, Secondary cells and batteries containing alkaline or other non-acid electrolytes—Safety requirements for portable sealed secondary cells, and for batteries made from